

別表第1（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修設計費補助事業		非木造住宅耐震改修設計費補助事業	
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費		既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費	
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①耐震診断士が設計するもの		①構造設計一級建築士等が設計するもの	
	②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの		②非木造住宅耐震診断事業の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの	
	③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は県が別に認めたもの		③耐震改修計画について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの	
	④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助額（上限）	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	305,000円／棟	411,000円／棟	305,000円／棟	411,000円／棟
	耐震改修設計に要した費用で上限305,000円とする。			
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				